

事務連絡
令和3年3月2日

集団回収協力団体 各位

豊田市環境部 ごみ減量推進課長

集団回収報奨金の交付に係る書類提出について（依頼）

日頃は、集団回収を始めとしたリサイクルの推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。さて、令和3年度に行う集団回収報奨金の交付に当たり、「集団回収報奨金振込口座確認書」を御提出いただく時期となりました。

上記書類の提出がない場合は集団回収報奨金を交付できませんので、必ず期限までに御提出いただくようお願いいたします。団体の代表者・役員が変わる場合は、送付書類一式を新代表者・役員の方へ確実に引き継いでいただき、遅滞なく書類を御提出いただくよう、御協力をお願いいたします。

記

1 送付書類

- ・ 集団回収報奨金の御案内（2枚）
- ・ 集団回収報奨金振込口座確認書（提出用・記入例）
（備考）提出用様式の電子データ（Word形式）は、豊田市ホームページ「集団回収報奨金制度」からダウンロードできます。
- ・ 返信用封筒

2 提出書類

集団回収報奨金振込口座確認書 **令和3年4月7日（水）必着**

※役員や口座情報の変更がない場合も必ず提出してください。

※貴団体の登録番号は郵送した封筒の宛名に団体名と併せて記載しています。

※裏面に通帳の写しを添付してください。（白黒コピーで可）

- ①表紙
- ②支店名と口座名義人のフリガナが記載されたページ
（支店名と口座名義人のフリガナが2ページにまたがって記載されている場合は、2ページとも添付してください。）

3 提出方法

同梱の返信用封筒を使用して返送してください。

（裏面に続く）

4 提出について

- ・期限までに提出できない場合は、速やかに下記担当に御連絡ください。
- ・郵送せず、持参される場合は、渡刈町の清掃事務所にお願いします。
(返信用封筒は市役所の住所ですが、ごみ減量推進課は渡刈町にあります。)

5 要綱の改正について

令和3年1月1日付けで豊田市集団回収事業報奨金交付要綱を改正し、下記の点が変更となりました。要綱本文を御確認されたい場合は、豊田市ホームページ「集団回収報奨金制度」を御確認ください。

- ・様式第5号の活動計画記載欄は削除しましたので、従来御報告いただいていた活動計画は、今後は報告不要です（これに伴い様式の名称も変更しました）。
- ・下記様式については押印不要としました。
様式第1号「集団回収協力団体登録申請書」
様式第3号「変更届」
様式第4号「廃止届」
様式第5号「集団回収報奨金振込口座確認書」
様式第6号「集団回収報奨金振込口座変更届」

6 その他の連絡事項

- ・「集団回収報奨金振込口座確認書」の提出後に口座名義等を変更する場合は、「振込口座変更届」の提出が必要になります。変更することが決まり次第、ごみ減量推進課にお問合せください。
- ・団体の解散等により活動できなくなったときは「廃止届」の提出が必要です。手続きについては、下記担当までお問合せください。
- ・令和3年1～3月活動実施分の報奨金は4月30日（金）に振込予定です。

【お問合せ】

担 当：豊田市 環境部 ごみ減量推進課

開庁日：月曜日から金曜日

午前8時15分から午後5時

住 所：〒470-1202

豊田市渡刈町大明神39番地3

電 話：0565-71-3001

F A X：0565-71-3000